

田舎館ブランド認証品パッケージデザイン作成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 田舎館ブランド認証者に対し、認証品のパッケージデザイン作成に要する経費を補助することにより、田舎館ブランドの認知度向上と、認証品の販売促進及び販路拡大を図り、もって産業の振興及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証者 田舎館ブランド認証要綱第7条第1項の規定による審査の結果、村長から認証を受けた者をいう。
- (2) 認証品 田舎館ブランド認証要綱第7条第1項の規定による審査の結果、村長から認証を受けた産品をいう。
- (3) デザイン 田舎館ブランド認証要綱第11条第1項の規定による田舎館ブランド認証マークを付したものをいう。

(補助対象者及び経費)

第3条 補助対象者は認証者とし、補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）に係る経費（以下、「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企画費
- (2) デザイン費

(交付額)

第4条 村が補助する補助金の額は、補助対象経費のうち、1認証品につき5万円を上限に交付するものとする。

- 2 同一補助金交付対象者に対する補助金の交付は、1認証品につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、田舎館ブランド認証品パッケージデザイン作成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、村長へ提出するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) レイアウト、デザイン等の完成予想図

- 2 補助金の交付申請前に開始した事業に係る経費も補助の対象とする。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、田舎館ブランド認証品パッケージデザイン作成事業補助金実績報告

書(様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る請求明細のわかるもの
- (2) 完成したパッケージを印刷した認証品の写真

2 前条の実績報告書の提出期日は、次の各号に掲げた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

- (1) 補助対象事業の完了した日
- (2) 第5条第2項の規定に該当し、交付申請前に補助対象事業が完了している申請者においては交付申請した日

(補助金の額の確定)

第8条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田舎館ブランド認証品パッケージデザイン作成事業補助金交付額確定通知書(様式第3号)により、補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助決定事業者は、前条の規定による交付額確定通知書を受領したときは、交付額確定通知書の発行日から起算して30日以内に田舎館ブランド認証品パッケージデザイン作成事業補助金交付請求書(様式第4号)に振込先通帳の写しを添付し、村長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第10条 村長は、補助金等の支援対象事業者に次の各号に掲げる事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の収支及び決算
- (2) 補助事業の内容
- (3) その他村長が必要と認める事項

(交付決定の取消し)

第11条 村長は、補助決定事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第1号及び第2号のほか、法令又はこの要綱の規定に基づく命令若しくは補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合で、当該取消しに係る部分について補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助決定事業者に返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第13条 申請者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。